

所得税額の控除に関する明細書

事業年度	29・4・1 30・3・31	法人名	
------	-------------------	-----	--

区分		収入金額	について課される	
			所得税額	のうち控除を受ける所得税額
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配	1	円 831,845	円 127,394	円 127,394
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	2	940,000	143,961	124,051
集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配	3			
割引債の償還差益	4			
その他	5			
計	6	1,771,845	271,355	251,445

剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合 <small>(10) (小数点以下3位未満切上げ) (9)</small>	控除を受ける所得税額 <small>(8) × (11)</small>
		7	8	9	10	11	12
	明治製紙	円 340,000	円 52,071	月 6	月 6	1.000	円 52,071
	・	100,000	15,315	6	6	1.000	15,315
	昭和薬品	200,000	30,630	6	3	0.500	15,315
	大正不動産	300,000	36,756	12	12	1.000	36,756
	・		9,189	12	5	0.417	3,831

銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期末の所有元本数等	配当等の計算期首の所有元本数等	(15) - (16) 2又は12 マイナスの 場合は0	所有元本割合 <small>(16) + (17) (15) (小数点以下3位未満切上げ) (1を超える場合は1)</small>	控除を受ける所得税額 <small>(14) × (18)</small>
		13	14	15	16	17	18	19
	明治製紙	円 340,000	円 52,071	30,000	30,000	0	1.000	円 52,071
	・	100,000	15,315	20,000	20,000	0	1.000	15,315
	昭和薬品	200,000	30,630	20,000		10,000.0	0.500	15,315
	大正不動産	300,000	45,945	50,000	40,000	5,000.0	0.900	41,350

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支払者の氏名 又は法人名	支払者の住所 又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参考
			20	21	
		平 . .	円	円	
		平 . .			
		平 . .			
		平 . .			
		平 . .			
計					